

別表 評価業務規程第27条第1項に規定する評価料金(新築住宅)は以下の通りとする。

- ・設計評価の料金は、住宅の建て方、種別、規模により(表1-1)～(表1-3)に該当する金額とする。
- ・建設評価の料金は、(表1-1)～(表1-3)の基本料金、(表2)遠隔地の場合の加算額及び(表3)設計評が価当機関以外の場合の加算額の合計とする。

(表1-1)基本料金(一般住宅)

◇一戸建ての住宅

円：税込み

階数、床面積 超～以下 (㎡)	設計評価	基本点	建設評価	基本点	合計
階数3以下かつ 0～200	75,000 (45,000)	3P	150,000 (100,000)	5P	225,000 (145,000)
階数3以下かつ 200～500	100,000 (75,000)	3P	180,000 (120,000)	5P	280,000 (195,000)
階数4以上または 500～	150,000 (100,000)	5P	240,000 (160,000)	8P	390,000 (260,000)

1) 階数は地階を含む階数とする。
2) () 内は建築基準法の確認、中間及び完了検査を当機関に申請する場合の料金を示す。
3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は、上の表の2分の1の金額とする。但し、変更が構造の安定に関すること及び温熱環境に関すること(熱損失係数等による基準に限る)以外の場合は、10,000円とする。
5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	設計評価	基本点	建設評価	基本点	合計
0～1,000	$70,000 + M \times 3,000$	3P	$N \times 40,000 + M \times 5,000$	10P	$70,000 + M \times 8,000 + N \times 40,000$
1,000～2,000	$100,000 + M \times 3,000$	5P	$N \times 65,000 + M \times 5,000$	15P	$100,000 + M \times 8,000 + N \times 65,000$
2,000～3,000	$150,000 + M \times 3,000$	8P	$N \times 90,000 + M \times 5,000$	20P	$150,000 + M \times 8,000 + N \times 90,000$
3,000～4,000	$200,000 + M \times 3,000$	10P	$N \times 115,000 + M \times 5,000$	30P	$200,000 + M \times 8,000 + N \times 115,000$
4,000～5,000	$300,000 + M \times 3,000$	15P	$N \times 140,000 + M \times 5,000$	30P	$300,000 + M \times 8,000 + N \times 140,000$
5,000～10,000	$380,000 + M \times 3,000$	20P	$N \times 150,000 + M \times 5,000$	30P	$380,000 + M \times 8,000 + N \times 150,000$
10,000～	$450,000 + M \times 3,000$	30P	$N \times 160,000 + M \times 5,000$	30P	$450,000 + M \times 8,000 + N \times 160,000$

1) M：戸数(評価を行う戸数)。
2) N：法定検査回数。階数が3以下＝4回 9以下＝5回 16以下＝6回 23以下＝7回 以降階数7毎に検査回数は1増加。(階数は地階を含む階数とする。)
3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は上表中、戸数に係る部分を除いた金額の2分の1の金額とする。但し、構造計算を要する建築物の形状の変更がなく、変更が住戸評価に限られる場合は1住戸につき5,000円とすることができる。
5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。

(表1-2)基本料金(型式認定住宅)

◇一戸建ての住宅

(円：税込み)

床面積 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	22,000 (22,000)	3P	150,000 (100,000)	5P	172,000 (122,000)
200～	36,000 (36,000)	3P	180,000 (120,000)	5P	216,000 (156,000)

1) 構造、火災（2-6の等級が2以上の場合）、劣化及び温熱で認定されている場合に限り適用する。
2) () 内は建築基準法の確認、中間及び完了検査を当機関に申請する場合の料金を示す。
3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は、上の表の2分の1の金額とする。但し、平面計画に変更がない場合は10,000円とする。
5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
6) 変更により、上記1) が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1) 基本料金(一般住宅)」を適用する。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	21,000+M×5,000	3P	70,000+M×8,000	5P	91,000+M×13,000
200～500	34,000+M×5,000	3P	90,000+M×8,000	5P	124,000+M×13,000
500～1,000	55,000+M×5,000	3P	105,000+M×8,000	5P	160,000+M×13,000
1,000～	58,000+M×5,000	3P	110,000+M×8,000	5P	168,000+M×13,000

1) 構造、火災（2-6の等級が2以上の場合）、劣化及び温熱で認定されている場合に限り適用する。
2) M：戸数（評価を行う戸数）。
3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は上表中、戸数に係る部分を除いた金額の2分の1の金額とする。但し、変更が住戸評価に限られる場合は1住戸につき5,000円とすることができる。
5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
6) 変更により、上記1) が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1) 基本料金(一般住宅)」を適用する。

(表1-3)基本料金(製造者認証住宅)

◇一戸建ての住宅

(円：税込み)

床面積 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	22,000 (22,000)	3P	100,000 (74,000)	5P	122,000 (96,000)
200～	36,000 (36,000)	3P	120,000 (82,000)	5P	156,000 (118,000)

1) 構造、火災（2-6の等級が2以上の場合）、劣化及び温熱で認証されている場合に限り適用する。
2) () 内は建築基準法の確認、中間及び完了検査を当機関に申請する場合の料金を示す。
3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価は、上の表の2分の1の金額とする。但し、平面計画に変更がない場合は10,000円とする。
5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
6) 変更により、上記1) が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1) 基本料金(一般住宅)」を適用する。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	設計評価	ポイント	建設評価	ポイント	合計
0～200	21,000+M×5,000	3P	36,000+M×8,000	5P	57,000+M×13,000
200～500	34,000+M×5,000	3P	45,000+M×8,000	5P	79,000+M×13,000
500～1,000	55,000+M×5,000	3P	75,000+M×8,000	5P	130,000+M×13,000
1,000～	58,000+M×5,000	3P	82,000+M×8,000	5P	140,000+M×13,000

1) 構造、火災（2-6の等級が2以上の場合）、劣化及び温熱で認証されている場合に限り適用する。
2) M：戸数（評価を行う戸数）。
3) 建設評価における特定測定物質の濃度測定は別途料金とする。
4) 直前の設計評価が当機関の場合の変更設計評価の料金は上表中、戸数に係る部分を除いた金額の2分の1の金額とする。但し、変更が住戸評価に限られる場合は1住戸につき5,000円とすることができる。
5) 直前の設計評価が当機関以外の場合の変更設計評価の料金は上の表と同じ金額とする。
6) 変更により、上記1) が適用できなくなる場合の変更設計評価及び建設評価の料金は「(表1-1) 基本料金(一般住宅)」を適用する。

(表2)遠隔地の場合の加算額

建設地が下記のA地域またはB地域の場合、建設評価の料金に下記の金額を加算する。

◇加算額		円:税込み
地域	一戸建ての住宅	共同住宅等
A地域	建設評価料金の15%	建設評価料金の5%
B地域	建設評価料金の20%	建設評価料金の10%
1) 1,000円未満は切捨てとする。		

A地域	大阪府	大阪市、箕面市、池田市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、東大阪市、八尾市、能勢町、豊能町、摂津市、島本町、交野市、四条畷市、大東市
	奈良県	奈良市、生駒市、橿原市、天理市、大和郡山市、安堵町、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、河合町、王寺町、大和高田市、香芝市、広陵町、御所市、葛城市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村
B地域	京都府	京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市
	大阪府	A地域を除く市町村
	奈良県	A地域を除く市町村

(表3)設計評価が当機関以外の場合の加算額

設計評価が当機関以外の場合、建設評価の料金に下記の金額を加算する。

床面積の合計 超～以下 (㎡)	加算額 (円：税込み)
0～200	20,000
200～1,000	50,000
1,000～3,000	70,000
3,000～5,000	100,000
5,000～10,000	150,000
10,000～	200,000

◇既存住宅(一戸建住宅)

1. 現況検査・特定現況検査

(円:税込み)

延べ面積(㎡)	設計図書有	設計図書無	再検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)
200以下	85,000	140,000	30,000	40,000
200超	95,000	170,000	30,000	40,000

- 1)「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付を含みます
 2)設計図書がない場合は、簡易な図面を作成する費用を含みます
 3)特定現況検査は現況検査と同時実施とします

2. 個別性能評価

(円:税込み)

評 価 項 目		全ての既存住宅		新築時に建設 住宅性能評価 書が交付され た住宅
		設計図書有	設計図書無	
1.構造の安定 に関すること	1-1 耐震等級(構造体の倒壊等 防止)	60,000	別途見積り	30,000
	1-2 耐震等級(構造体の損傷防 止)	—	—	
	1-3 その他(地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び損傷	60,000	別途見積り	
	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等 防止及び損傷防止)			
	1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊 等防止及び損傷防止)	—	—	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力 等及びその設定方法	1-1に含む	1-1に含む 別途見積り	
	1-7 基礎の構造方法及び形式 等	—	—	
2.火災時の安 全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自 住戸火災時)	10,000	10,000	5,000
	2-4 脱出対策(火災時)			
	2-5 耐火等級[延焼の恐れのある 部分(開口部)]	—	—	
	2-6 耐火等級[延焼の恐れのある 部分(開口部以外)]	—	—	
4.維持管理へ の配慮に關す	4-1 維持管理対策等級(専用配 管)	—	—	5000
6.空気環境に 関すること	6-2 換気対策(局所換気対策)	8,000	8,000	5000
	6-3 室内空気中の化学物質の 濃度等	別途見積		
	6-4 石綿含有建材の有無等			
	6-5 室内空気中の石綿の粉塵 の濃度等			

7.光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	8,000	30,000	5,000
	7-2 方位別開口比			
9.高齢者等への配慮に関する	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	8,000	8,000	5,000
10.防犯に関すること	10-1 開口部の進入防止対策	10,000	別途見積	3,000

- 1) 構造計算書がない場合別途見積りとなります。
2) 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要です。
3) 開口計算書がない場合、評価料金は30,000円となります。

◇既存住宅(共同住宅)

1. 現況検査・特定現況検査

1-(1) 共用部分(1棟の料金)

(円:税込み)

延べ面積合計 超～以下(m ²)	設計図書有	設計図書無	再検査	特定現況検査 (腐朽・蟻害)
0～200	90,000+ M×5,000	別途見積	40,000	別途見積
200～500	100,000+ M×5,000	別途見積	60,000	
500～1,000	200,000+ M×5,000	別途見積	80,000	
1,000～2,000	250,000+ M×5,000	別途見積	100,000	
2,000～3,000	300,000+ M×5,000	別途見積	120,000	
3,000～4,000	320,000+ M×5,000	別途見積	140,000	
4,000～5,000	350,000+ M×5,000	別途見積	160,000	
5,000～10,000	420,000+ M×5,000	別途見積	180,000	
10,000～	別途見積	別途見積	別途見積	

1-(2) 専用部分(1住戸の料金)

(円:税込み)

住戸面積	設計図書有	設計図書無	再検査	特定現況検査 (腐朽・蟻害)
全ての住戸	40,000	別途見積	20,000	別途見積

- 1) M:戸数(評価を行う戸数)
2) 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付を含む。

2. 個別性能評価

(円:税込み)

評価項目			全ての既存住宅		新築時に建設 住宅性能評価 書が交付され た住宅
			設計図書有	設計図書無	
1.構造の安定 に関すること	1-1 耐震等級(構造体の倒 壊等防止)	共用	120,000 1-1と1-3, 1-6 が 評価対象	別途見積り 1-1と1-3, 1-6 が 評価対象	20,000
	1-2 耐震等級(構造体の損 傷防止)	共用			
	1-3 その他(地震に対する 構造躯体の倒壊防止 及び損傷防止)	共用			
	1-4 耐風等級(構造体の倒 壊等防止及び損傷防	共用			

1.構造の安定 に関すること	1-5 耐積雪等級(構造体の 倒壊等防止及び損傷	共用	120,000 1-1と1-3, 1-6 が 評価対象	別途見積り 1-1と1-3, 1-6 が 評価対象	20,000
	1-6 地盤又は杭の許容支 持力等及びその設定	共用			
	1-7 基礎の構造方法及び 形式等	共用			
2.火災時の安 全に関すること	2-1 感知警報装置設置等 級(自住戸火災時)	専用	5,000	別途見積り	3,000
	2-2 感知警報装置設置等 級(他住戸火災時)	共用			
	2-3 避難安全対策(他住戸 等火災時・共用廊下)	共用	—	—	
	2-4 脱出対策(火災時)	専用	—	—	
	2-5 耐火等級[延焼の恐れ のある部分(開口部)]	共用	—	—	
	2-6 耐火等級[延焼の恐れ のある部分(開口部以 外)]	共用	—	—	
	2-7 耐火等級(界壁及び界 床)	共用	—	—	
4.維持管理へ の配慮に関す ること	4-1 維持管理対策等級(専 用配管)	専用	—	—	3,000
	4-2 維持管理対策等級(共 用配管)	共用			
	4-3 更新対策(共用配管)	共用			
	4-4 更新対策(住戸専用部)	専用			
6.空気環境に 関すること	6-2 換気対策(局所換気対 策)	専用	5,000	別途見積り	3,000
	6-3 室内空気中の化学物 質の濃度等	専用	別途見積り		
	6-4 石綿含有建材の有無 等	専用			
	6-5 室内空気中の石綿の 粉塵の濃度等	専用			
7.光・視環境に 関すること	7-1 単純開口率	専用	5,000	別途見積り	3,000
	7-2 方位別開口比	専用			
9.高齢者等へ の配慮に関す ること	9-1 高齢者等配慮対策等 級(専用部分)	専用	5,000	別途見積り	3,000
	9-2 高齢者等配慮対策等 級(共用部分)	共用	5,000	別途見積り	
10.防犯に関す ること	10-1 開口部の進入防止対 策	専用	5,000	別途見積り	3,000

- 1)計算書が無い場合は、構造の安定に関しては別途見積り。
2)又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。
3)計算書資料が無い場合は、光・視環境に関しては30,000円。